

緊急事態宣言等が発令された場合における選挙執行に関する法整備を求める 意見書

新型コロナウイルスによる感染症は世界中に拡大し、令和2年6月1日現在において、600万人以上の感染者、37万人以上の死者が報告されている。我が国においても感染者が急増し、4月16日には全国を対象とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、事業活動の自粛、不要不急の外出や移動の自粛等が強く求められた。

また、岐阜県においては複数のクラスターが発生し、感染者が100人を超えたことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に指定され、対策を講じた結果5月14日に緊急事態宣言は解除された。

山県市においては4月7日に1人の感染が確認され、緊急事態宣言の影響により市内の経済活動、人や物の流れも止まるなど深刻な事態が生じていたなかで、4月19日告示、同月26日を投票日とする市議会議員選挙が執行された。市選挙管理委員会は感染防止策を講じ、投票の啓発を行ったが、選挙期間中には「なぜ緊急事態宣言が発令されているときに選挙を行うのか」という市民からの声も多く、感染症の影響から投票を控えた市民が多かったと考えられる。それは、感染症の拡大が強く懸念されたからである。事実、投票率は前回より12.8ポイント低い過去最低を記録した。

政府は「人との接触を最低でも7割、極力8割減らしてほしい」と求める一方で、「選挙は民主主義の根幹をなすもので不要不急の外出にはあたらない」との見解を示している。これまで1995年の「阪神・淡路大震災」、2011年の「東日本大震災」において選挙期日及び任期を延長する特例法が制定された。今後においても様々な要因により緊急事態宣言等が発令された際には市民の命を最優先し、各種の選挙において選挙人が安心して自由に投票行動ができることこそ、民主主義の根幹であると考えられる。

よって本市議会は、新型コロナウイルス感染症に限らず、緊急事態宣言等が発令された場合における選挙の延期について、特別措置法の制定などの法整備を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月23日

岐阜県山県市議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣